

横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会

一次 第一

日 時：令和元年6月10日（月）14時00分

会 場：横浜市中心卸売市場本場

市場センタービル3階研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて
- (2) その他

4 閉 会

【資 料】

資料1 委員名簿

資料2 座席表

資料3 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

(参考資料)

- ・ 前回（平成31年3月4日開催）資料、議事録
- ・ 水産物部意見調整会議（平成31年2月19日開催）結果集約資料
- ・ 改正卸売市場法・規則抜粋

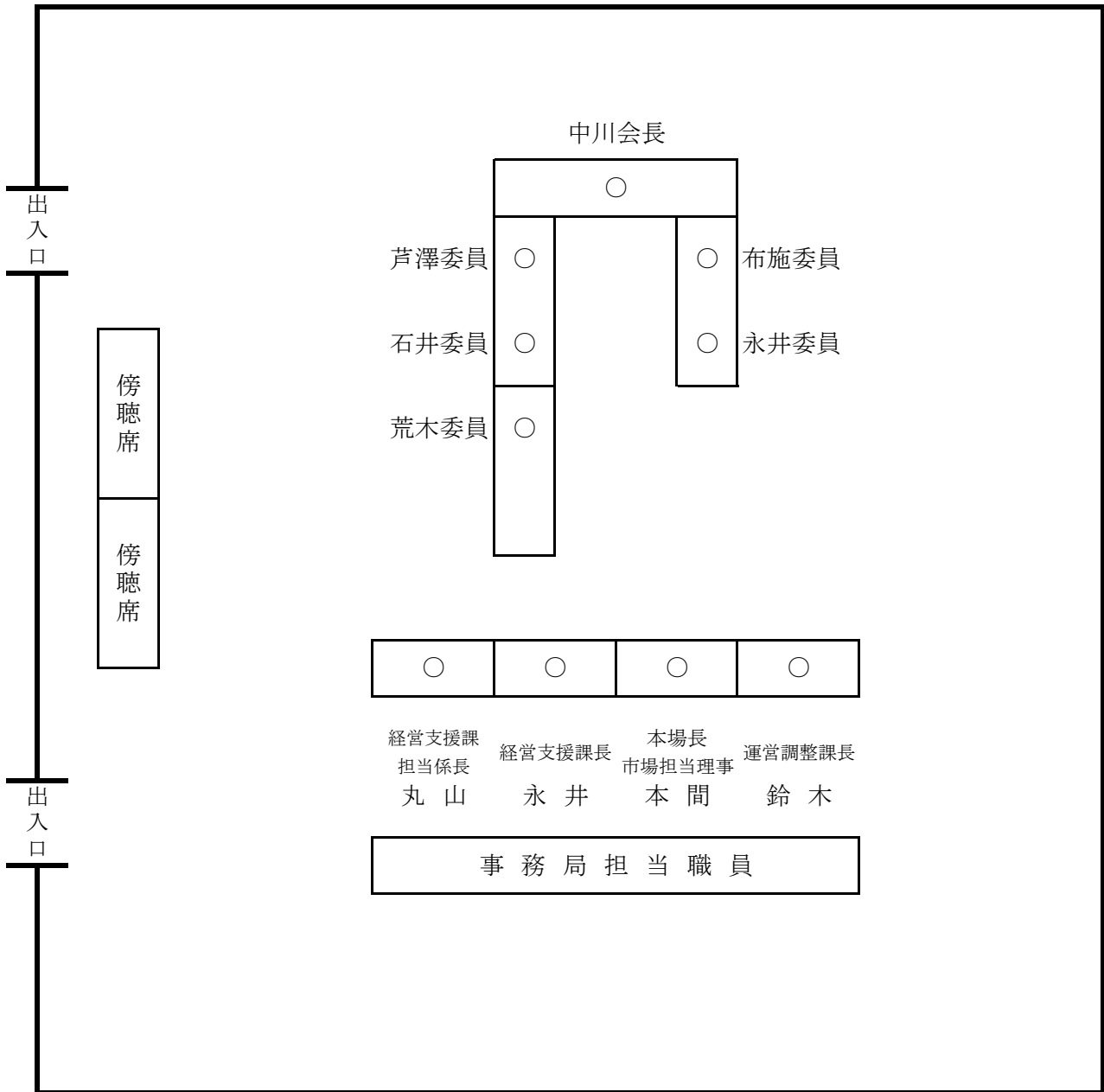
横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会委員名簿

	氏 名	役 職 名
会 長	中川 雄二	東京海洋大学学術研究院教授
副会長	山下 東子	大東文化大学経済学部教授
委 員	芦澤 豊	横浜丸魚株式会社 代表取締役社長
委 員	石井 良輔	横浜魚類株式会社 代表取締役社長
委 員	荒木 敏行	横浜食鳥鶏卵株式会社 代表取締役
委 員	布施 是清	横浜魚市場卸協同組合 理事長
委 員	永井 良和	横浜水産物商業協同組合 理事長

(順不同・敬称略)

日時: 令和元年6月10日(月)
14:00~
会場: 本場3階研修室

横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会 座席表



横浜中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

取引参加者が遵守すべき事項(引き続き維持される規制)		開設者の対応
差別的取り扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取り扱いをしないこと。	開設者は、遵守事項を取引参加者(卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者)に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。
受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱ひ品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。	

項目(削除された規制)					
	現行条例内容	前回提示した検討の方向性 (主に議論されたもの)	議論の概要	前回の議論を踏まえ行った ヒアリングによる意見	見直し方針
第 三 者 販 売 の 禁 止	卸売業者は、原則として仲卸業者、売買参加者以外への卸売はできない。(残品等を除く) 仲卸業者となるには開設者の許可、売買参加者となるには開設者の承認が必要。 災害時は開設者が売買取引に関して指示を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 買受可能者は、原則として卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とし、卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 販売先開拓等のために、継続的な卸売が未定の事業者への卸売や、残品等についての臨時の卸売など、例外として臨時の取引を行った場合は、開設者に取引結果を報告する。 せりに参加できる者の承認制度を導入する。 	<p>①事前届出、情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> これからは、すべて事前届とし、すべて買受可能者になればよい。提示された案では「お試し」「スポット」で、取引可能者でない者が買えるという新たな第三者を作ろうとしている。 オープンにし、どこにどの程度荷が流れているのかがわかれば、納得できるが、わからない状態で流れるのは良くない。見えないところで取引されることは、仲卸としては賛成しない。 第三者販売という例外が許される残品処理というのがあったので、それはあり得るだろうが、継続的に残品処理というのはよくない。 <p>②子会社等を経由させることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> スポットで売るのはいけないということであれば、例えば買参の人に言って買うとかではどうか。 <p>③災害時対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害等の緊急時という項目があってもいいのでは。そういう時に与信だなんだと言っている場合ではない。市民に供給するべき。横浜だけでなく隣の市へも。 	<p>【卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべて掛け売りのため何らかの与信はする。 まったく初めての相手に当日売ることはない。 オープンにするのは良いが事前届出にあたっては負担が増えることのないようしていただきたい。 <p>【仲卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本スタンスは第三者販売は反対。 皆が欲しがる品が第三者に、残りが仲卸に、ということがないよう、確認したい。 卸が自分たちの顧客に売っていないか確認したい。 <p>【卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買参・子会社を通すのは、相手からすれば仕入先が変わるわけで簡単な話ではない。 <p>【全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時対応の規定を設けることは異論なし。 	<p>卸売業者の卸売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に報告があった者とする。←①</p> <p>災害等の対応は現行内容を維持する。←③</p> <ul style="list-style-type: none"> せりに参加できる者の承認制度を導入する。

項目(削除された規制)					
	現行条例内容	前回提示した検討の方向性 (主に議論されたもの)	議論の概要	前回の議論を踏まえ行った ヒアリングによる意見	見直し方針
商物一致の原則	卸売業者は、原則として市場外にある物品を卸売してはならない。 ただし、開設者又は農林水産大臣が指定した保管場所を経由した取引、開設者の承認を受けて電子商取引による卸売をすることができる。	・自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。	①商物分離の概念について ・食品流通の分野で商物分離といえば、電子化とかeコマースとか、受発注システムの導入とかいう話がセットで出てくる。そういう議論をしないで、今のありようを商物分離といっても無理がある。ここで議論しているのはレベルが違う気がする。商物分離というのをどう考えているのかということ卸、仲卸にもう一度ヒアリングしてほしい。 ②市場内への荷の確保について ・できるだけ市場に荷が集まる構造にするべき。卸売業者の物流全体が見えないとわからない。 ③情報公開について ・原則は商物一致の維持だが、そこから例外規定を設け、ルール作りをしていこうという立場。例外部分の「見える化」を。 ④市場を経由しない荷の市場使用料について ・これまで兼業として取り扱っていた売上高に市場使用料が付加されることとなり、経費増となる。 ・商物一致なら市場を使うので使用料を取れるが、電子取引になれば市場を使わないのだから、使用料をとるのは理由がなくなるのではないか。取るなら合理的理由が必要となる。	【全】 ・商物分離の概念は、「今まで市場の原則であった『商物一致』ではない物流」という意味合いでとらえてよい。 【卸】 ・場内で売れるものは場内を優先する。 ・加工用原材料など市場に入れる必要のないものはコスト削減の観点から直送することが合理的。 【売買参加者】 ・危惧するのは規制がなくなった結果荷が入らなくなること。 【卸】 ・情報を出すことは可能。 【仲卸】 原則商物一致とおかないとチェックの理由が立たないのではないか。 【開設者】 ・「横浜中央卸売市場」の卸売業者として取引をしていることから、売上高割使用料を徴収させていただきたいという考え。	卸売業者は、市場において基幹的な役割を担っていることから、場内取引に十分配慮した上で、市場外にある物品の卸売をすることができる。←② ただし、開設者に対して市場外にある物品の卸売の毎月の実績を報告し、売上高割使用料を支払わなければならない。←③④
直荷引きの禁止	仲卸業者は、所属する部の卸売業者以外から仕入れてはならない。ただし、卸売業者が集荷することが困難な物品として、開設者の許可を受けた場合は、当該卸売業者以外から仕入れることができる。 ただし、開設者に対し売上高割使用料を支払わなければならない。	・自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額(仕入額割)に基づき使用料を賦課する。 ・仲卸業者の直荷引きは買付のみとする。 (48条第1項の規定を維持)	①荷揃えについて ・卸から買うのが前提だが、ない荷は引くしかない。 ②実態の把握について ・市場使用料の支払い是不公平がないようにするべきで、開設者もしっかり把握してほしい。 ・直荷の仕入先も直送とセットでオープンにしていきたい。	【卸】 ・仕入先が分かれば持ってくることもあり得る。 【仲卸】 ・仕入先の公表は問題ない。	仲卸業者は、市場内の卸売業者からの仕入を基本とするが、所属する部の卸売業者以外から仕入れることもできる。←① ただし、買付のみとし、開設者に対し仕入高割使用料を支払わなければならない。←②
セリ物品	販売方法を3つに区分し、1号を「販売予定数量のすべてをせり売りする物品」、2号を「販売予定数量のうち一定の数量若しくは一定の割合をせり売りする物品」、3号を「いずれの販売方法でも差し支えない物品」に区分している。	・1号と2号を統合し、2区分とする	・異論無し	-	1号と2号を統合し「販売予定数量のすべて、若しくは一定の数量または一定の割合をせり売りする物品」とそれ以外の2区分とする。せりに参加できる者の承認制度を導入する。
部類及び取扱品目	本場には、青果部、水産物部、鳥卵部を、食肉市場には食肉部を設置する。 取扱品目は青果部では「青果物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品」、水産物部では「水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品」と、限定列挙している。	・部の制度は維持。基本取引品目は変更せず。 ・全ての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする(医薬部外品は除く) ・全ての部で、加工食料品は全て可とする。 ・花きの取扱いについては今後検討する。	部の維持、取扱品目の拡大について ・基本的には良い。 ・関連事業者の立場も考えないといけない。	【関連】 現在関連事業者が取り扱っている品物との重複はない方がよい。詳細は今後詰めさせてほしい。 【卸】 ・花については食品とは適合する農薬が違うので、同じ売り場であって風で農薬が飛んで付着した場合に困る。	改正卸売市場法では「部」の規定が削除されたが、改正条例では「部」の規定を存続させる。 水産物部の取扱品目を拡大し、その他の食料品を「加工食料品」「飲料(アルコール飲料を除く)」とする。 花きは取扱品目とはしない。

※ 前回提示しなかった項目

項目(削除された規制)		
	現行条例内容	見直し方針
自己買受の禁止	卸売業者の受託品の買い取り及び同一市場の同一の部の卸売業者からの買受を禁止する。	法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。
市場外販売の禁止	卸売業者及び仲卸業者は、市長の承認を受けなければ、市場外の開設区域内で取扱物品の販売を行ってはならない。	法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。
決済条件	卸売業者は、受託物品売買仕切り金を取引の翌日に支払わなければならない。また、仲卸業者や売買参加者は、卸売業者に対しその代金を買受けた日に支払わなければならない。ただし、支払いに関する特約を締結した場合はその限りではない。	現行規定を維持する。

生鮮食料品の流通構造の変化に対応しつつ、市場に求められる集荷・分荷、公平公正な取引による価格決定などの機能の維持と市場の活性化の視点から、改正法では削除された次の取引規制等について検討が必要となっている。

項目	現条例	規定の趣旨と検討点	検討の方向性	業界意見
卸売の相手方の制限 （第三者販売の禁止）	第39条第1項（抄） 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。（以下略）	【趣旨】利害が相反する売り手と買い手を対置させ、取引の調和均衡を図るために、卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外への卸売が原則禁止されている。 【検討点】卸売の相手方の規制の緩和若しくは自由化	・卸売相手の規制を廃止し、卸売業者からの買受可能者の規制に変更する。 ・買受可能者は、原則として卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とする。 ・卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 ・販売先開拓等のために、継続的な卸売が未定の事業者への卸売や、残品等についての臨時的卸売など、例外として臨時的取引を行った場合は、開設者に取引結果を報告する。 ・せりに参加できる者の承認制度を導入する。	・第三者販売は市場のために良いことであれば認めるという立場だが、卸売業者が契約前にお試し的な相手にも売れるということになっており、これは認められない。【仲卸】 ・スポットから本契約に進むことは多く、すべて契約後というのは実際的でない。こういう取引は可能にしてほしい。【卸】 ・取引相手について、すべてオープンにすることに異論はない。【卸】 ・市場の活性化、他市場との競争という意味で、取引しづらい規制はすべきでない。【卸】
市場以外にある物品の卸売の禁止 （商物一致の原則）	第42条第1項（抄） 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。（以下略）	【趣旨】生鮮食料品の公平、公正な取引及び価格決定のために、市場を経由した取引を行うことが原則となっている。 【検討点】直送とも呼ばれる、市場を経由しない取引の規制の緩和若しくは自由化	・自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。 ・取引のすべてを海外で行ったものは対象外とする。	・商物分離は原則「なし」の立場。とりえず経過を見る。ルールを決めて、報告させ、開設者が管理監督をすること。【仲卸】 ・取引に使用料分を上乗せすることで、他市場に比べ不利になるのでは。【卸】
仲卸業者の業務の規制 （直荷引きの禁止）	第48条第2項（抄） 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。（以下略）	【趣旨】集荷は卸売業者の業務、分荷は仲卸業者の業務とされており、仲卸業者の市場外からの買入れを認めると集荷・分荷など取引の均衡が崩れる恐れがあるため原則禁止とされている。 【検討点】仲卸業者の直荷引きの禁止の緩和若しくは自由化	・自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額（仕入額割）に基づき使用料を賦課する。 ・仲卸業者の直荷引きは買付のみとする。	・受託については禁止とすべき。【仲卸】 ・自由化に反対はしないが、仲卸がどこから仕入れたかを公表すべき。【卸】
売買取引の方法 （せり物品）	第35条第1項（抄） 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。 （1）卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの（以下略） （2）毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの（以下略） （3）前2号に掲げる以外のもの（以下略）	【趣旨】取扱物品について全てをせり売又は入札の方法によることが適当である（1号）、少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である（2号）、せりまたは入札を行う必要がない（3号）に分類されている。 【検討点】せり取引すべき物品の規制の緩和	・販売方法について、全量、若しくは一定の数量又は比率をせり売りすべき品目と販売方法に制限を設けない品目に区分する。（1号、2号、3号の区分への変更前の特定物品の考え方） ・せり売りすべき数量、比率は取引参加者の意見を参考に市場長が定めることとする。 ・せりに参加できる者の承認制度を導入する。（再掲） ・せり人試験制度は継続する。	・特に意見なし【卸】【仲卸】
取扱品目の部類及び取扱品目	第3条第1項（抄） 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品 第2項（抄） 鳥卵部 食鳥、鳥卵及びこれらの加工品	【趣旨】青果部、水産物部等の取扱物品の部類ごとに取扱物品を定めている。 【検討点】取扱品目の部類の存続及び取扱物品の見直し（改正法では部類の規定が削除され、市場で取り扱う生鮮食料品等を開設者が定めることとしている。）	・部の制度は維持し、基本取引品目は変更しない。 ・すべての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする（医薬部外品は除く） ・すべての部で、加工食料品はすべて可とする。 ・花きの取り扱いについては今後検討する。	・部の維持はよい。取扱物品は「主として生鮮水産物及びその加工品」とし、規則で細かく規定するのはやめるべき。【仲卸】

* 「業界意見」は平成31年2月19日に水産物部の各組織代表者による意見調整会議の場において述べられた、検討の方向性についての主な意見。

* 鳥卵部（卸売業者1社のみ）については平成30年10月23日に個別に意見聴取した結果、すべての項目について特段の異論がなかった。

議 事

【開会】

市場担当理事から開会にあたってのあいさつ。

【議題 1：会長及び副会長の選任】

会長に中川委員を選任。副会長に山下委員を選任。

【議題 2：取引規制の見直しについて】

卸売市場法の改正の概要並びに当委員会で審議し見直すべき取引規制の内容及び業界の意見について、資料 3 及び資料 4 により事務局から説明。今回の委員会においては諮問をせず、次回の委員会で諮問し討議のうえ、次回以降に答申することについて確認した。

= 質疑等 =

<事務局から配布資料についての説明の後、資料 3 により、市場法改正について説明>

中川会長： 質疑・意見があれば、いただきたい。

芦澤委員： 特にない

石井委員： 特にない

荒木委員： この委員会は、運営方式が決まってからにすべきではないか。

布施委員： 資料 4 について不十分、わかりにくい。過去に実施したヒアリングにおける開設者の考え方や業界の意見を資料としてつけてほしい。資料 4 は簡略化している。

事務局： 次回突っ込んだ議論をしていただくので、その際に提供することを考える。今回はこの資料でご議論いただきたい。

中川会長： この委員会は次回以降もあるようなので、次回詳しい資料を付けていただきたいということを要望として事務局に受けていただく。

永井委員： 荷受け、仲卸がお互いの立場を尊重しあうということの中で第三者販売の禁止、直荷引き、受託拒否の禁止など大きな問題があつて、皆さんそれぞれの立場でわかつたということで、新しい改正法の下での議論をしていこうということで、いいことではないか。

山下副会長： 資料 3 の「卸売市場法の改正の目的」に「合理化」という言葉があるが、これはどこから来たものか。「法律案の概要」には市場を食品流通の核として堅持とある。堅持と合理化は相反するのではないか。また同じ資料の「卸売市場法改正概要」取引規制の中の取引に関する公表に、取引結果に加え、「取引条件」が加わっている。法は全体として規制緩和の方向であるのに、規制が加わるのは何か理由があると思うが、教えてほしい。

事務局： 資料 3 - 1 は国がまとめたものだが、法案の概要の「背景」に「卸売市場を含めた食品流通の合理化」、また、市場法の改正に併せて実施される食品流通構造改善促進法の改正

の中に「食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める」、「食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する」などの文言があり、ここから「合理化」という考え方を採ったもの。国では、市場法を廃止というような議論までもあったが、最終的には市場は「今後も食品流通の核として堅持」という立場に至った。

また、市場の公開性の担保、民間の事業者も参入できるということ、出荷者を含めた市場の取引関係者が市場を利用するのか否かということの判断材料として、市場における取引条件を公表しようというのが国の考え方の基本になっている。つまり市場の公開性をより高めようということで、取引条件も一定の範囲まで公表することが法律・施行規則で定められたということ。

中川会長： 取引条件別に結果を公表するという事なのか。

事務局： 結果だけではなく、例えば受託の手数料、出荷奨励金の支出条件なども含めて、いろいろなものが規則に定められている。

中川会長： その下にアンダーラインの引いてある「高い公共性を満たす必要がある」ということか。国の税金を使っている以上、そのようになるか。

事務局： そういうことと思われる。今回、民営化ということもあり得るので。

中川会長： 山下委員、よろしいか。

山下副会長： わかりました。

<「市場取引委員会で検討が必要な事項及び業界意見」（資料4）について事務局から説明>

山下副会長： 資料の最初に「項目」と書いてあるが、内容を表すには「削除された規制」とすべきではないか。「既定の趣旨と検討点」は国の趣旨と検討点。「検討の方向性」は市の方向性。取扱い物品の「検討点」前段は市の意見で、括弧書きは国の意見ではないか。

中川会長： 既定の「趣旨と検討点」は条例の趣旨に対するものではないか。現条例は卸売市場法に基づいて作られているので、事務局としては現条例でこうだからということであって、ここで国の制度の議論をするわけではない。条例改正のための議論の元となるものなので、それはここで確認しておきたい。「項目」のところはわかりやすい表現を考えていただきたい。

事務局： 承知しました。

布施委員： 「検討の方向性」というのはまさに横浜市の考え方、横浜市の案ということでしょうか。

事務局： 案といえば案だが、これで行くというのではなく、議論のためにこういった考え方はいかがかということをお示ししたものだ。

布施委員： 「検討の方向性」についてだが、最初は意見交換のための「開設者の考え方」として出された。先日の意見調整会議で「見直し後の考え方」として出されたのが（「卸売りの相手方の制限」の部分）、四番目の点が新しく付け加えられた考え方。横浜市の案なので、「検討の方向性」ではわかりにくい。横浜市の案ということでしょうか。

事務局： いいです。

布施委員： 我々は意見交換の時、この四番目については反対であると言った。販売先が未定で開拓のためとか、お試しでスポット的にやってみるといのもよいのでは、という案が新しく出てきた。第三者販売という規定は市場法にはない。本来の取引の例外規定だ。例外的なものが次第に増えてきた。我々としては、仲卸、買参人以外の第三者に売ること

は業界のためには必要だというのであれば認めていこうと。全部オープンにして出そうと。そうすることですべて買受可能者となるので、事実上第三者販売はなくなる。ところが、新しい第三者販売的な概念を出してきた。お試して取引可能者でない者が買えるという規定を作ろうとしている。これからは、すべて取引可能者になればよいというのが我々の考え。ただ、実際は卸さんも、与信もない、回収の見込みもない人には売らないと思う。それはちゃんとノミネートして取引参加者にしてから売すべき。そうすればだれに売ったかわからないようなものはなくなるというのが我々の考えなので、第三者販売は事実上 OK。オープンにして第三者販売ではなくしようということ。我々の考えはまとめて出している、次回はきちんと出して議論してもらいたい。基本的にはスポット（仮の販売）は本来の新しいルールをないがしろにするものであるから、やめてもらいたい。

事務局： この四番目については、開設者に取引結果を報告するというので、自動的に市場の中にはオープンになるということなので、オープンになるということ的前提にしている。

布施委員： 買える人買えない人が決まっているというのが卸売市場ではないか。そういうルールで行こうということを行っている。突然来た人が買えるというのはルール違反だということ。

芦澤委員： スポット販売についてだが、今の規定で言うと、すべてに対して取引の契約締結者であったり、代金決済機構参加者であったりということ、初めてこの市場での取引ができる買受人としてスタートする。荷受けの場合にはサンプル出しということがある。スポットというのはサンプルも含めている。ただし無償ではなく有償サンプルの売り上げの場合もすべてここに当てはめると、お客が逃げてしまうという意味。

布施委員： 例えば車を運転するには免許が必要。仮免というのも免許。無許可無免許というのは違うのでは、という考え方だ。恣意的にスポットを増やすということも可能ではないか。そこはルールとして不完全に過ぎる。

芦澤委員： 取引契約の代わりに何かを、ということ提示した。社内的には年に一度与信枠を設定する。その中でやっていくうえで、社内的には、スポットであっても、買付申請と売買申請のようなものを社内で審査をしたうえでやっていく。本契約をできないようなところには、サンプル出ししない。社内では与信を含め承認を得ている。取引契約に代わるものをそこに代用として加えてもらえないか、ということ。

布施委員： それはよくわかる。社内的な与信とか契約は社内の問題。市場の取引参加者はどういう規定で認可されるかはこれから詰める話だろう。

事務局： そうです。

布施委員： どの段階かは別として、この人は取引参加者です、と表明することは市場として共有するのであれば私はいいと思う。それが無いとルールはあって無いようなものになる。

芦澤委員： 政府は最初に市場不要論を出してきた。その要因は何かというと市場経由率が落ちて、2年前には50%になっていた。市場は必要ないのではということからスタートしていた。そこで農水省と全水卸が「とんでもない」と。公正な取引の場所ということを考えて市場は残してもらわないといけないと。それが何度かの話し合いの中で政府には伝わった。それではどうすれば市場が活性化するかということで、農水省はこの規制を緩和して、各市場の特徴を見た中でやっていけばどうか。つまり各開設者が業務条例を決めて自由化していったらどうかというのが根本だと思う。

布施委員： よくわかる。経由率が下がり、これではだめだと。もっと上乘せしようというところで私も議論に参加している。最初に「合理化」という言葉を見た時に、国鉄の首切りのようなことを思い出し、違和感を覚えた。言っているのは新しいものに変えていくという意味での合理化だと思う。私も自分たちの利益や既得権を守ろうというところで発言しているわけではない。やはり、市場の取扱量を増やすという観点で、未来志向でやるべきだということ議論をしている。既得権にこだわるつもりもなく、最終的には市場がよく

なって、仲卸がなくなるということもあり得るという人もいるかもしれないが、仲卸という機能は、市場は物流センターではないので、まだまだ必要だ。今までの第三者販売はグレーで、何をされているかわからない。農水省の市場室によると第三者販売は全国の市場で2～3割に増えているとのことだが、第三者販売の実態は何なのかということを見てもよくわからない。横浜市に聞いてもよくわからない。取引データをそのまま受け取っているだけで、ほとんど「残品のおそれ」という項目だ。芦澤委員がよく言うように、原材料の提供、市場間連携は当然大事だし、我々仲卸が取引できないところにどんどん売っていただきたいと思っている。そういう意味では規制緩和で自由化だ。ただ、手続きとかルールをしっかりと公明にしないと、今までのわからない第三者販売がまた出るだろう。悪用する者もいるだろう。

芦澤委員： 荷受けは兼業業務が40億から50億ある。兼業業務は基本的に市場を通らないから売上高使用料も1000分の2.5も取られないで、市場の取扱いとは別に動いている。ところが横浜の市場は兼業業務を作らないようにしようということをやっている。兼業業務を入れたら第三者販売の割合はどうなるか。農水省は兼業業務を外したカウントをしている。旧法の第三者販売禁止規定の抜け道として兼業を使っていることもある。横浜市場の場合は兼業を少なくし、オープンにしましょうということなので、ご理解いただきたい。

石井委員： 芦澤委員が言うのは、「最初に全部登録しなければ売れない」だと広がりがない(ということ)。だから、サンプルでもスポットでもいいが、我々はそれを秘密にするつもりはない。当然届ける。ただ、最初に全部届けなければならぬのなら、すべての水産物業者をあらかじめ届けなければならず、それはできない。

布施委員： それは極論だ。私が言っているのは、この人は取引するかもしれないというのなら、取引可能者に挙げればよい。1週間程度で即挙げればよいのであって、突然来て買うということはないだろう。

石井委員： 突然来て買うことは十分考えられる。

布施委員： そのためにこういうルールがあるのだからしてくれ、とすることはできるだろう。

芦澤委員： 現実としてある。その時に「こういうルールだからすぐには売れない」と言えば、二度と横浜には寄らなくなるだろう。そういう場合は現実に多々ある。

布施委員： それはレアケースだろう。

芦澤委員： いや、ある。

布施委員： それは対応の仕方だ。方法はいくらでもあるだろう。

石井委員： その方法をしたくはないから、こういう提案なのだ。

芦澤委員： 契約締結者、代金決済機構加入者というのは原則論としてはいい。ただし、例外としてこういう場合にはこれが、というものを提案していただきたいということだ。

布施委員： それならそれも制度化していただきたい。新しい第三者販売ができるのだから新しい制度が必要だ。

事務局： 届出というのは事前届出をイメージしている。契約を結んでいるところ。スポットというのは事後届出。与信をして社内処理をするものを事前に出すのは難しい。例えば昨日来たものを今日こちらで処理して受理ということはできない。あくまでも社内で与信処理をしたものは事後届出をして、それを公開する、という意味で「開設者に取引結果を報告」という書き方をした。報告とは事後届出をして、当然それを場内で共有するという考え方。基本は事前だがこういうスポットについて事前は無理なので事後届出ができるようにということ。条例の書き方をどうするかは、今後工夫しなければいけない。事前と事後は分けざるを得ない。

布施委員： 事後届け出をした後、その業者はどうなるのか。

事務局： 正式に契約を結んだ場合には正式に届出をしてもらう。

布施委員： お試しだけで終わってしまうという場合もあるか。

事務局： 卸さんの契約が成立しなければ、しなかったという報告をもらえばいいと思う。

芦澤委員： サンプルを出したが、結局取引がなくなるということは十分あり得る。

石井委員： 社内的には与信はとる。

事務局： 与信なしはやめていただきたい。

山下委員： 第三者販売で思うことが三点ある。

一つ目。第三者販売という例外規定が許されるというのが残品処理というのがあったので、それはあり得るだろうが、継続的に残品処理というのはよくない。

二つ目。災害等の緊急時という項目があってもいいのでは。そういう時に与信だなんだと言っている場合ではない。市民に供給するべき。横浜だけでなく隣の市へも。

三つ目。紙一枚で一日のうちに契約行為がなされれば認められる。実際には売買参加者になるのに審査などで1週間以上かかるのでは、ということでみんながこの市場から離れていってしまう。ということでスポットはダメだとか事後はダメだとか言うところぐる回りになってしまうので、どこかで妥協が必要だ。重要なのは市場に儲けが出るかであって、合法であるかはどうでもよい。それでまずければ後で条例を変えればよいというくらいに考えている。

スポットで売るのはいけないということであれば、例えば買参人の人にちょっとと言って買ってやるとか。できないというのは行政に何か理由があるのであってそこを改正すべき。

中川会長： 卸、仲卸の間の発言趣旨のずれというものがあるようだ。今のやり取りを受けて、山下委員の指摘も参考にして、事務局には次回の時にもう少し資料をまとめていただきたい。各地方の卸売市場のHPを見ていると第三者販売禁止と言いながら第三者販売の定義が違ふようだ。市場で取引できないとなれば外に本社を作ってホールディングスを作って、とすると卸売市場法が適用できなくなる。一覧表に危険性などリスクの部分も加えるなど問題点を整理してほしい。ということでよろしいか。

<一同異議なし>

中川会長： 商物一致の原則についてはいかがか。

布施委員： 市場に荷が集まらなくなる可能性があるという観点から、商物一致の原則はとりあえず維持。ただ、複雑な物流が増え、例えば北海道のものを九州に運ぶということもあり、わざわざ市場を通すこともないだろうということも含め、認められるものは認めよう。ただ、原則を外すとそれがどういう取引でどういう内容なのかが全く分からなくなる。なので、それを公明に「見える化」してもらいたい。今、物流が進化しており、認めるべきものは認めるが、最終的に市場に荷が集まらず、価値の評価や価格形成がなされないような状況になるのは卸売市場としてはまずい。なので、原則は商物一致の維持だが、そこから例外規定を設け、ルール作りをしていこうという立場。特定のところに安いいものを送り込もうというような戦略もあり得るが、できるだけ市場に荷が集まる構造にするべき。

石井委員： 商物一致ではないものはどういうものかという、受託品は全く関係ない。荷主がこういうものがあるがどこかに売れないか、あるいは、買う側がこういうものをこれくらいこの値段でほしい、という要望があって初めて市場外の流通が出てくる。だから、仲卸さんが欲しいといったものを右から左に流すということはない。

布施委員： 物流全体が見えないとわからない。

石井委員： 公開するのは構わない。

布施委員： 疑うわけではないが、「仲卸はそこでじっと待っているから、こちらに優先的に流そう」ということもあるのではないかと疑心暗鬼になる。

石井委員： そういうものがあれば、我々がまず最初に紹介するのは、仲卸さん、買参人。それは間違いない。その方がこちらもはるかにやりやすい。

芦澤委員： 従来、市場外指定保管場所の申請を関東農政局に出していた。たとえばこういう例がある。冷蔵庫に入っているものを名変した、その冷蔵庫を市場外指定保管場所として申請する、許可を得て初めてできる、それに代わる申請を市の方に出すのか。今までは関東農政局は「ここはダメだ、認められない」という場合が多く、市を経由してのやり取りで時間が経過していった。それに代わるものを市に申請するのであれば簡便になる。

中川会長： 商物一致について議論しているが、商物一致についてのイメージがそれぞれ違うようだ。食品流通の分野で商物分離といえば、電子化とか e コマースとか、受発注システムの導入とかいう話がセットで出てくる。そういう議論をしないで、今のありようを商物分離といっても無理がある。コストがすごく高くなる。合理化ということ言えば、例えば受発注システムを入れて EDI を入れることでどれだけコストが下がるのか、というレベルでの合理化を議論すべきだろうということ。ここで議論しているのはレベルが違う気がする。商物分離というのをどう考えているのかということ卸、仲卸にもう一度ヒアリングしてほしい。このままの商物分離はあり得ないと思う。外の常識だと、ここに電子化が必要。そのうえでチャネルの機能の合理化を追求していかなければならない。卸と仲卸の商物分離のイメージが違うような気がする。条例改正まで行く話なので慎重にいきたい。市場の根幹を揺るがす話になりかねない。市場の発展がゴールラインであれば、お互い何を考えているのか、もう少し出し合ってみないか。

山下副会長： 商物一致なら市場を使うので使用料を取れるが、電子取引になれば市場を使わないのだから、使用料をとるのは理由がなくなるのでは。合理的理由が必要。

布施委員： 開設区域内では当然対象だが、開設区域外の兼業では取らない。なぜかという市場施設を使ってないからという理屈だ。今度の新しい考え方では、横浜市の市場の中に会社があって横浜市の卸として営業しているので、兼業も含めてすべての売りに使用料が賦課されるべきでは、という考えを出してきている。基本的には私も賛成だ。そうすると、ほかで兼業でやっているところと競争できないではないかという話が荷受けさんからあった。兼業を含めれば使用料は増える。全体が増えるのだから率を下げるなどという話し合いをすればいいのではないか。要するに市の土地で市の建物の中でやっているので、外でやった取引は関係ない、ということにはならないのではないか。

中川会長： これも先送りしないか。ちょっとイメージが違う。商物分離についても、皆さんもう少し勉強してほしい。今払っている使用料に対して、商物分離の段階で払うものというのは別レベルの話になる。だからこそ今、外の食品卸が苦しんでいる。いろいろあるので、もう少し時間をもらいたい。
直荷引きについてはいかがか。

布施委員： 基本的に卸さんが荷を引いてくれれば問題はない。卸から買うという前提で我々はいる。ただ、それではできないので、直荷引きをせざるを得ない。ということで規定に基づき届け出て使用料も払う、ということはやむを得ないのではないかと、というのが我々の意見。我々としては受託は考えないし、使用料も取ってくれと。隠れたりすることはないように、そこは横浜市がきっちり捕捉してください、ということも言っている。ただし、中には豊洲に行って捨て物を安く仕入れている者がいるということは聞いている。それはむしろ卸さんがそういうものを供給できないものかと、そういう努力もしていただければと思う。基本的にはそういうスタンス。卸さんが全部引いてきてくれれば直荷引きはしない。私はマグロを扱っているが、マグロは上場されるだけでは足りないので、豊洲から荷受けを経由して買ったり、三崎から半分以上買っている人もいる。それは卸の力

が足りないからで、そこを是正してもらえば直荷引きはなくなると思う。

中川会長：これは古くて新しい問題なので、卸さんも言いたいことがあるのでは。

芦澤委員：例えば豊洲は基本的にロットが多いから、上（上物）の値を上げて投げ物は安く売っても、平均単価はある程度の価格になる。そうすると出荷者も納得する。ところが、今の横浜のロットでは、投げ物を出しているようだと出荷者は納得しない。いろいろ問題はあ

る。

中川会長：これは前々から抱えている問題。しかも半径一時間以内の近くにたくさん卸売業者がいる。なんらかのルール — 今もルールはあるが — 実効性のあるルールを作らないといけないと思う。今の話を問題提起として次回に引き継いでいただきたい。

中川会長：せり物品については、卸さんも仲卸さんも特にないか。

山下副会長：せりをなくす方向に賛成なのか、現状のままがいいのか、確認したい。

布施委員：せりは重要な仕組みなので、これはできるだけ残していきたい。ただ、すべてがせりというのは非効率。今まで条例その他で決められていたものを内部規定というか、場内の卸、仲卸、横浜市で、これはせり、これは全量せり、これは半分とかという規定を柔軟にできればいいと思う。せりというのは卸売市場の代名詞みたいなものなので、きっちり残していかなければならない。

芦澤委員：同感だ。

石井委員：せりで問題になるのは量販対応。せりをすると時間が決まる。全員が集まらなければならない。せりが終わってからだと間に合わない。だから、全量せりというのは難しい。ただ、一部の魚についてせりをするのはいいだろう。

中川会長：この論点が出てきたのは、従来の卸売市場が業種対応の卸売市場だったものが業界対応の卸売市場に変わらないからということで、ここの方面の規制緩和などの論点があったのだと思う。ますます業種店がなくなって業界店が主流になっていくか、という見通しについては今のところわからない。ただ、卸売市場の客が減ってきているということは業種店が減っているのだろうという気はする。そのあたりの問題が根底にはあるが、現時点で両者が支障がないということであれば、開設者から調整のあった検討の方向性で認めていただけるのならこれは納めたいと思う。

永井委員：せりなので、荷受けと仲卸の問題。我々は品物がうまくそろっていないと困る。我々がこの市場に買い出しに来るということは我々の生命線だ。品ぞろえにはせりも必要。時間の問題などいろいろな問題は両者で話し合っていたきたい。

荒木委員：私には全然関係のないこと。

布施委員：検討の方向性のところに「せりに参加できる者の承認制度」というのがある。今、仲卸と買参がせりに参加するという状態。第三者の買受可能者、取引参加者には、せりのリズムとか経験ということからすると、不適切だと思う。そこは慎重に考えていただきたい。

中川会長：そのあたりを受け止めて、事務局で案を工夫してほしい。

事務局：わかりました。

中川会長：取扱品目については、いかがか。

荒木委員：現状でも条例では取扱品目以外をあつかってもよい。罰則規定がないので何を売ってもよい。なので、このままでよろしいのでは。

中川会長：花というのは、何を指して花なのか。食用の花か。

事務局　：　本場の全部のことなので。

中川会長　：　青果のことか。では、これはこれでいいということですね。
次回、もう少し問題の焦点が絞れたようだ。第三者販売の禁止、商物一致、直荷引きの三
点でもう少し揉んでみよう。よろしいか。

<一同異議なし>

事務局　：　次回 6 月に具体的な内容で討議いただき、並行する開設運営協議会の答申も合わせて
12 月の市会に提案させていただく。

意見調整会議の業界意見

項目	個別意見交換実施時の 開設者の考え方	理由等	見直し後の考え方	見直し理由	業界意見
第三者販売	<ul style="list-style-type: none"> 卸売相手の規制を廃止し、卸売業者からの買受可能者の規制に変更する。 買受可能者は、卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とする。 卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 せり参加者承認制度を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法の趣旨である取引規制の緩和を推進するが、これに伴い卸売業者の取引先は当該業者が判断責任を負うこととすべきと考える。 開設者はその実態を把握している必要がある。 取引として重要なせりを円滑に実施するためには、せり参加の資格の確認が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売相手の規制を廃止し、卸売業者からの買受可能者の規制に変更する。 買受可能者は、原則として卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とする。 卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 販売先開拓等のために、継続的な卸売が未定の事業者への卸売や、残品等についての臨時の卸売など、例外として臨時の取引を行った場合は、開設者に取引結果を報告する。 せりに参加者できる者を承認する制度を導入する。 	<p>基本的な考え方は変更しないが、臨時の取引について整理を行い、報告制度の導入を検討した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第三者販売は市場のために良いことであれば認めるという立場だが、今回、卸売業者が契約前にお試的な相手にも売れるということになっており、これは認められない。【仲卸】 スポットから本契約に進むことは多く、すべて契約後というのは実際的でない。こういう取引は可能にしてほしい。【卸】 取引相手について、すべてオープンにすることに異論はない。【卸】 市場の活性化、他市場との競争という意味で、取引しづらい規制はすべきでない。【卸】
(商物分送)	<ul style="list-style-type: none"> 自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。 取引のすべてを海外で行ったものは対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法の趣旨である取引規制の緩和を推進する。 市場運営の経費を確保するため、取引数量について使用料を賦課する。 海外での取引は卸売業者としての業務ではないと考えるため、使用料の対象外とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。 取引のすべてを海外で行ったものは対象外とする。 	<p>変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商物分離は原則「なし」の立場。とりあえず経過を見る。ルールを決めて、報告させ、開設者が管理監督をすること。【仲卸】 取引に使用料が乗ることで、他市場に比べ不利になるのでは。【卸】
直荷引き	<ul style="list-style-type: none"> 自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額(仕入額割)に基づき使用料を賦課する。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法の趣旨である取引規制の緩和を推進する。 卸売業者以外から仕入れるのであれば、売上高割使用料を負担している卸売業者と同様に取引割の使用料を負担すべきである。 仲卸業者が卸売業者以外から仕入れた物品の売上高を抽出・集計することは事務を煩雑化させることとなるため、仕入額割の使用料を賦課する。(現在も同様の運用を行っている。) 	<ul style="list-style-type: none"> 自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額(仕入額割)に基づき使用料を賦課する。 仲卸業者の直荷引きは買付のみとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 受託販売は、卸売業者が行うべき集荷業務である。卸売業者と仲卸業者の基本的役割を明確にするため直荷引きは買付のみとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 受託については禁止とすべき。【仲卸】 自由化に反対はしないが、仲卸がどこから仕入れたかを公表すべき。【卸】
せり制度	<ul style="list-style-type: none"> 1号、2号、3号の区分は廃止する。 せり参加者承認制度を検討する。 せり人は試験合格者を登録する制度から、卸売業者が届出する制度に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も「せり売」は重要な取引方法であるが、集荷状況にスムーズに対応するためには、条例によるせり品の指定制度は廃止し、各部内で調整すべきである。 せりを円滑に実施するためには、せりに参加するための一定の資格(せり参加能力)を求めるべきである。 せり主宰者であるせり人は、卸売業者が責任を持ってその業務に当たらせれば足りると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 販売方法について、全量、若しくは一定の数量又は比率をせり売りすべき品目と販売方法に制限を設けない品目に区分する。(1号、2号、3号の区分への変更前の特定物品の考え方) せり売りすべき数量、比率は取引参加者の意見を参考に市場長が定めることとする。 せりに参加者できる者を承認制度を導入する。 せり人試験制度は継続する。 	<p>個別意見交換会において、見直し要望が多かったため、せり品目を指定する制度を維持するとともに3区分から2区分に整理し、せり人試験制度は変更しないこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見なし【卸】【仲卸】
取扱品目	<p>基本の取扱品目は変更しない。 ただし、次の2項目については、変更を検討している。</p> <p>①すべての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする(医薬部外品は除く)</p> <p>②すべての部で、加工食品はすべて可とする。</p>	<p>安心・安全な生鮮食料品を安定的に供給するという中央卸売市場の目的から、主たる取扱品目による「水産物部」「青果部」「食肉部」の分類は維持すべきである。ただし、今回の国による規制の見直しは、取扱品目も対象となっていることから、災害時には飲料の供給も重要であることから、飲料と加工食品は取扱を可とすべきと考えているため。</p> <p>(注) 取扱品目は受託拒否禁止の対象となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 部の制度は維持し、基本取引品目は変更しない。 すべての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする(医薬部外品は除く) すべての部で、加工食品はすべて可とする。 花きの取扱いについては今後検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者の目利きの能力だけでなく、せり人の専門性も卸売業者の機能として重要であるため、現在の部の制度は維持すべきと考える。 取扱できる「その他の食料品」を拡大することは変更しない。 青果部、水産物部において花きの取り扱いを認めるか否かについては、各部の意見を聞いて判断していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 部の維持はよい。取扱品目は「主として生鮮水産物及びその加工品」とし、規則で細かく規定するのはやめるべき。【仲卸】

(改正) 卸売市場法

第四条

- 4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項
- 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
 - 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

二 差別的取扱の禁止
卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
五 受託拒否の禁止
卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと

(改正) 卸売市場法施行規則

第六条

法第四条第五項第五号の表の五の項の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- 一 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- 二 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
- 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- 四 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- 五 販売の委託の申込みが法第四条第五項第五号の表の四の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者